令和3年6月3日開会

令和3年第2回 つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つがる市

本日ここに、令和3年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案11件、 条例案10件、その他1件、人事案1件、諮問1件の、 合わせて24件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第29号から議案第32号までは、専決処分 した令和2年度一般会計並びに特別会計に係る補正 予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算 見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであり ます。

議案第29号「令和2年度つがる市一般会計補正 予算(第13号)」は、地方譲与税、交付金、特別 交付税及び各事務、事業費の精査による国県支出金、 繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算 額について、所要の補正を行ったものであります。 その結果、令和2年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から5億701万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を294億9,794万9千円としたものであります。

議案第30号から議案第32号までの令和2年度 各特別会計補正予算3件につきましても、各事務事業 費の精査による国県支出金等の歳入額の確定に伴い、 歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったもので あります。

議案第33号、専決処分した「令和3年度つがる市 一般会計補正予算(第1号)」は、新型コロナウイル ス感染症の長期化による、ひとり親世帯に対する支援 事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に 係る費用等を追加計上したものであります。

また、議案第34号、専決処分した「令和3年度 つがる市一般会計補正予算(第2号)」は、新型 コロナウイルス地方創生臨時交付金事業として、感染 対策に係る費用を計上したものであります。 いずれの予算も早急に措置する必要がありました ので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、 本職において専決処分したものであります。

次に、議案第35号「令和3年度つがる市一般会計 補正予算(第3号)案」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、 緊急を要する経費並びに人事異動に伴う人件費の 組み替え等について、所要の補正をするものでありま す。

また、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金事業の追加措置も行っております。

その結果、令和3年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に5億3,401万5千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を237億2,738万8千円 とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、 款を追ってご説明申し上げます。

総務費においては、自治組織運営等補助金

## 2,020万円を計上いたしました。

民生費においては、子育て世帯生活支援特別給付金 事業として2,311万9千円を計上いたしました。

衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として3,514万9千円を追加計上いたしました。

農林水産業費においては、スマート農業推進事業補助金3,000万円、主食用米ナラシ対策加入補助金2,650万円を計上いたしました。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業費 を3,100万円減額しております。

この減額につきましては、国の令和2年度3次補正 予算において追加され、令和3年度へ繰越措置した ためであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出 との関連における国県支出金、諸収入等について それぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金 から繰り入れすることにより、全体の補正額を調整 したところであります。

議案第36号から議案第39号までの令和3年度 各特別会計補正予算案4件につきましては、ご審議の 際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第40号から議案第47号までの8件は、 専決処分した改正条例であります。

議案第40号「つがる市税条例等の一部を改正する 条例」は、地方税法等の改正に伴い、固定資産税に 係る負担調整措置の適用期限を延長したほか、所要の 改正を行ったものであります。

議案第41号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の適用期限を延長したものであります。

議案第42号「つがる市承認地域経済牽引事業の

ために設置される施設に係る固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の 改正に伴い、地域経済牽引事業計画に基づく固定資産 税の課税免除の適用期限を延長したものであります。

議案第43号「つがる市特別災害による被害者に 対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を 改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、所要の 改正を行ったものであります。

議案第44号から議案第47号の4件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運用に関する基準等の改正に伴い、感染症や災害への対応力強化等を図るため、所要の改正を行ったものであります。

いずれの改正条例につきましても、早急に措置する 必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕が ないため、地方自治法第179条第1項の規定に 基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第48号「つがる市職員の服務の宣誓に関する 条例等の一部を改正する条例案」は、行政手続き等に おける様式の押印欄を廃止するものであります。

議案第49号「つがる市ひとり親家庭等医療費給付 条例の一部を改正する条例案」は、父または母に係る 医療費の自己負担金を廃止するものであります。

議案第50号「第2次つがる市総合計画後期基本 計画案」は、令和7年度を目標年度とする後期基本 計画を策定するものであります。

議案第51号「筒木坂財産区管理委員の選任につき 同意を求めるの件」は、筒木坂財産区管理委員の任期 満了に伴う選任について、議会の同意を求めるもので あります。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、人権擁護委員の鹿内博氏、工藤惠子氏の任期が令和3年9月30日で満了いたしますので、後任の委員として両氏を再び推薦いたしたく、意見を求めるため諮問するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明

申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、 本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたい と思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、 御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出 議案の説明といたします。